解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十五日

岐阜県高山市朝日町甲一六一二番

甲生産森林組合

代表清算人　塚本　武夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月十五日

島根県松江市西川津町七二一番地

社団法人島根県テレビジョン放送中継施設整備協会　代表清算人　吉村　哲正

配当公告

岐阜県各務原市大野町六丁目一〇一番地の一

破産者　株式会社ゼロスポーツ

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十三年（フ）第一一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、八〇〇、五四四、二九六円

（内優先債権額　金三、二三五、九四八円）

一、配当することのできる金額

金一三、一三五、八八〇円

（内優先債権額　金三、二三五、九四八円）

平成二十四年八月十五日

岐阜市美江寺町一丁目五番地

破産管財人　鷲見　和人

配当公告

愛知県安城市桜町一一番一号ハイレジデンス桜町四〇五号室、開始決定時の住所安城市横山町大山田中八六番地ライオンズガーデン安城横山八〇三　破産者　長谷川　譲

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十二年（フ）第四八四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五四、八二二、四〇六円

一、配当することのできる金額

金一一、八七九、〇一七円

平成二十四年八月十五日

愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル二階　破産管財人　牧野　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市南区南一二条西九丁目三番、最後の住所札幌市中央区南一二条西九丁目三番一―五〇四号　被相続人　亡　井上　研一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地第二タイムビル六階坂本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂本　泰朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区国見三丁目一一四番地の四三、最後の住所仙台市青葉区国見三丁目四番八号　被相続人　亡　武東　拓雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル七階　荒井・今泉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今泉　裕光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市及位字及位五七番地、最後の住所秋田県秋田市広面字鬼頭一二三番地　被相続人　亡　小助川正三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

秋田県秋田市中通二丁目二番三二号住友生命秋田ビル十階仲小路法律事務所

相続財産管理人　髙橋　佑輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市払戸字小深見一二二番地、最後の住所秋田県男鹿市払戸字渡部八三番地三　被相続人　亡　木元　鉄光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

秋田県秋田市東通仲町四番一号アルヴェ三階さが司法事務所

相続財産管理人　司法書士　嵯峨　直司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市鵜木字鵜木三五番地、最後の住所本籍に同じ。　被相続人　亡　大渕　久典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

事務所秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号猿田興業ビル六階面山恭子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　面山　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市新里町山上一二九六番地、最後の住所埼玉県熊谷市新堀一一四〇番地養護老人ホーム熊谷ホーム　被相続人　亡　角田　忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

埼玉県熊谷市筑波一―五六―一ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市千厩町奥玉字上ノ山三五番地三、最後の住所埼玉県さいたま市西区三橋六丁目一二一番地二　被相続人　亡　岩渕　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番地尾熊ビル五階　オレンジ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中野　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区門前仲町一丁目二三番地一、最後の住所東京都足立区千住仲町二六番六号新倉方　被相続人　亡　今田　滋久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

第16期決算公告

平成24年6月28日

群馬県邑楽郡千代田町大字新福寺字西ノ原171

高崎パッケージ株式会社

代表取締役社長　木住野隆茂

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	492	流動負債	680
固定資産	534	固定負債	87
有形固定資産	534	**負債合計**	**767**
		株主資本	259
		資本金	95
		資本剰余金	85
		資本準備金	85
		利益剰余金	79
		その他利益剰余金	79
		純資産合計	**259**
資産合計	1,027	**負債・純資産合計**	1,027

㈱　当期純損失は13百万円です。